

特記仕様書(令和8年4月1日以降適用)

I. 業務概要

- | | |
|----------|--|
| 1 委託業務名 | R 8 企総管 総合管理推進センター 消防用設備保守業務 |
| 2 委託業務箇所 | 徳島市新蔵町1丁目 総合管理推進センター |
| 3 業務仕様 | 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書(令和5年版)」(以下「共仕」という。)による。なお、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書及び同解説(令和5年版)」を参考とする。 |
| 4 対象業務 | 本仕様書の対象業務は、消防法第17条の3の3及び同法施行規則第31条の6に基づき、総合管理推進センターにおける次の消防用設備等の機器点検及び総合点検を行うものとする。
(1) 消火器設備
(2) 粉末消火設備
(3) 屋内消火栓設備
(4) 非常電源設備
(5) 自動火災報知設備
(6) 誘導灯設備
(7) 防排煙制御設備
(8) 排煙設備(排煙窓) |

II. 共通仕様

- | | |
|-------------|---|
| 1 一般共通事項 | (1) 適用範囲
全ての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の順番とする。
ア 委託契約書
イ 特記仕様書(図面、機器リスト等を含む)
ウ 共仕
(2) 受注者の負担の範囲
次に示す物品等は、受注者の負担とする。
ア 点検に必要な工具、計測機器等の機材(設備機器に付属して設置されているものを除く)
イ 保守に必要となる軽微な消耗部品、材料、油脂等(別に定める材料は除く) |
| 2 建物内施設等の利用 | 業務の実施に必要な電力、水道については、無償で使用できるものとする。 |
| 3 提出書類 | (1) 受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】(以下「ガイドライン」という。)」を準用し、各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)しなければならない。なお、ガイドライン中の「工事」は「業務」に、「現場説明書」は「特記仕様書」に、「しゅん工」は「完了」にそれぞれ読み替えるものとする。
(2) ガイドラインで特に記載が無い項目については、施設管理担当者(監督員)(以下「施設管理担当者」という。)と協議の上、提出するものとする。
(3) 受注者は、都合により電子納品できないときは、施設管理担当者との協議の上、全ての書類又は図面のみを紙納品することができる。
(4) 受注者は上に定める電子成果品(正・副2部)の他、次に掲げる図書を紙媒体により指定期日までに提出しなければならない。ただし、施設管理担当者が特に認めた場合はこの限りでない。 |

特記仕様書(令和8年4月1日以降適用)

	ア 業務計画書 契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に 2部 (ア) 業務概要 (イ) 実施方針 (ウ) 作業方法 (エ) 工程表 (オ) 業務組織計画 (カ) 主要機械器具 (キ) 使用する主な図書及び基準 (ク) 打合せ計画 (ケ) その他
	イ 定期点検報告書(消防用設備等点検結果報告書(消防署提出様式)) 定期点検実施後速やかに 第1回点検分 2部 第2回点検分 2部
	ウ 業務写真 委託業務完了報告書提出日までに 2部
	エ その他発注者の指示する図書 指示部数
4 業務現場管理	(1) 次の各項に留意し、業務を履行すること。 ア 業務対象設備以外の箇所であっても、既成部分の損傷箇所を発見した場合は、速やかに施設管理担当者に報告する。 イ 本業務の実施に際し、原則として火気等の危険物は使用しない。火気等を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。 (2) 業務責任者の選任 業務の実施に先立ち、業務責任者を選任し、次の事項について書面により施設管理担当者に提出する。なお、責任者を変更した場合も同様とする。 ア 氏名・年齢・資格者証(写)・当該業務の実務経験年数 ※「受注者との雇用関係を証明する書類(健康保険証等)」は施設管理担当者に提示すること。 (3) 業務従事者の選任 ア 業務の実施に先立ち、業務従事者に関する次の事項について、書面により施設管理担当者に提出する。なお、業務従事者に変更があった場合についても同様とする。 (ア) 氏名・年齢・当該業務の実務経験年数 (イ) 所属(下請負者の場合は会社名) イ 業務従事者については、業務を遂行する上で必要となる知識及び技術について、特に訓練された者(法令により資格の定めがある業務については、当該資格を有している者)を選任する。また、業務の一部において下請負者を使用する場合は、当該業務の実施に十分な能力を有する者を選任する。 (4) 代替要員を用いる場合は、前(3)号による。 (5) 業務従事者の服装は、業務及び作業に適した服装で統一されたものとし、名札又は腕章等を着けて業務を行う。
5 業務条件	本業務の実施日時は、施設管理担当者が特に指定する日を除き、原則として受注者の通常勤務日における勤務時間内に実施するものとする。ただし、業務対象設備に不時の障害が発生した場合は、施設管理担当者の指示により速やかに業務従事者を派遣して原因調査、応急措置等にあたること。
6 業務に伴う廃棄物の処理等	業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理とその必要経費は、受注者において負担する。処分については、関係法令等を遵守し、適正に処分すること。
7 作業用仮設物・持込資機材等	(1) 業務の実施に必要な足場、仮囲い等は、受注者の負担とし、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令に従い、適切な材料及び構造のものとする。 (2) 点検作業のために持ち込んだ資機材については、原則として毎回持ち帰るものとする。 ただし、業務が複数日に渡る場合であって、施設管理担当者の承諾を得た場合には

特記仕様書(令和8年4月1日以降適用)

残置することができる。なお、残置資機材の管理は、受注者の責任において行う。
(3) 業務で使用する機械油、薬品、その他危険物の取扱いについては、それぞれの関係法令により適正に取扱う。

Ⅲ. 特記仕様

- | | |
|-----------------|--|
| 1 業務内容 | (1) 本業務は、別紙に定める消防用設備等について機器点検及び総合点検を行うものとする。なお、業務遂行において疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。 |
| 2 点検周期 | 点検周期は、次のとおりとする。
(1) 消防用設備機器点検：2回(1回/6月)
(2) 消防用設備総合点検：1回(1回/年) |
| 3 点検及び保守に伴う注意事項 | 点検及び保守の実施に当たっては、次の各項に留意する。
(1) あらかじめ施設管理担当者から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。
(2) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は、当該事項専用の測定機器を使用する。
(3) 異常を発見した場合は、同様な異常の発生が予想される箇所の点検も行う。
(4) 点検及び保守の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。
(5) 点検及び保守の実施に際し、仕上材、構造材等一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。
(6) 汚損等により機器の機能に支障が生じる恐れのある場合は、点検に加え必要に応じて清掃、取替、簡易補修を行う。 |
| 4 応急措置等 | (1) 点検の結果、対象部分に劣化がある場合、又は継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材、機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置(危険防止措置)を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。
(2) 応急措置等にかかる費用の負担については、施設管理担当者との協議による。 |

保 守 点 検 表

1. 消火器設備

名称	形状寸法	数量	単位	点検内容	備考
粉末消火器	蓄圧式04型 2.0kg (自動車用)	1	本	消防指定の様式	詳細については、別紙2を参照
	蓄圧式10型 3.0kg	29			
	蓄圧式50型 20kg	2			

2. 粉末消火設備 (配線を含む)

名称	形状寸法	数量	単位	点検内容	備考
粉末消火設備	移動式33kg・ホース長20m	5	本	消防指定の様式	駐車場用

3. 屋内消火栓設備 (配線を含む)

名称	形状寸法	数量	単位	点検内容	備考
送水ポンプ	3.7kW	1	台	消防指定の様式	駐車場用
ポンプ制御盤		1	台	消防指定の様式	
消火栓始動器		1	台	消防指定の様式	
呼水装置		1	台	消防指定の様式	
屋内消火栓	1号	6	個	消防指定の様式	消防ホース・ノズル含む

4. 非常電源設備

名称	形状寸法	数量	単位	点検内容	備考
自家発電設備	250kVA	1	式	消防指定の様式	始動用装置含む
蓄電池設備	24V-200Ah	1	式	消防指定の様式	ガスタービン始動用
	24V-30Ah				ガスタービン制御用

5. 自動火災報知設備 (配線を含む)

名称	形状寸法	数量	単位	点検内容	備考
受信機	R型	1	面	消防指定の様式	電源装置及び副表示機(1面)含む
定温式感知器	スポット型	3	個	消防指定の様式	B1F: 3個(防爆型2個,露出型1個)
自動試験機能付熱感知器	スポット型	7	個	消防指定の様式	1F: 3個,2F: 1個,3F: 1個, 4F: 1個,5F: 1個
自動試験機能付煙感知器	スポット型	116	個	消防指定の様式	B1F: 23個,1F: 16個
	2種 : 94個				2F: 18個(ダクトスペース: 2個,階段1個)
	2種、3種: 10個				3F: 16個(階段1個),4F: 15個
	3種 : 12個				5F: 25個(階段1個),RF: 3個
発信器	P型1級	6	個	消防指定の様式	表示灯含む B1F~5F各階1個
電鈴		7	個	消防指定の様式	B1F~RF 各階1個

保 守 点 検 表

6. 誘導灯設備 (配線を含む)

名称	形状寸法	数量	単位	点検内容	備考
避難口誘導灯		24	灯	消防指定の様式	
屋内通路誘導灯		7	灯	消防指定の様式	
廊下通路誘導灯		1	灯	消防指定の様式	
階段通路誘導灯		22	灯	消防指定の様式	

7. 防排煙制御設備 (配線を含む)

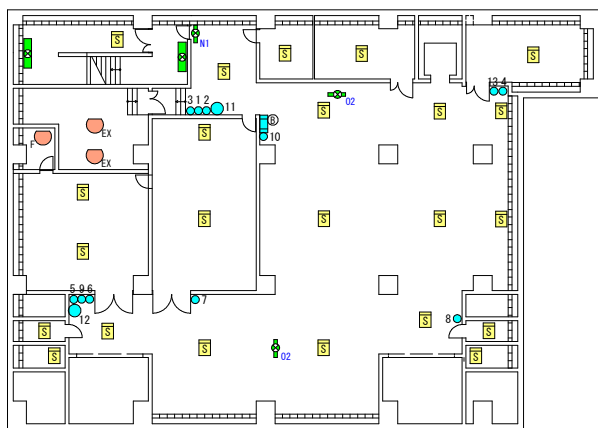
名称	形状寸法	数量	単位	点検内容	備考
防火扉	甲種・煙感連動自動閉鎖装置	10	枚	開閉確認	

8. 排煙装置 (排煙窓)

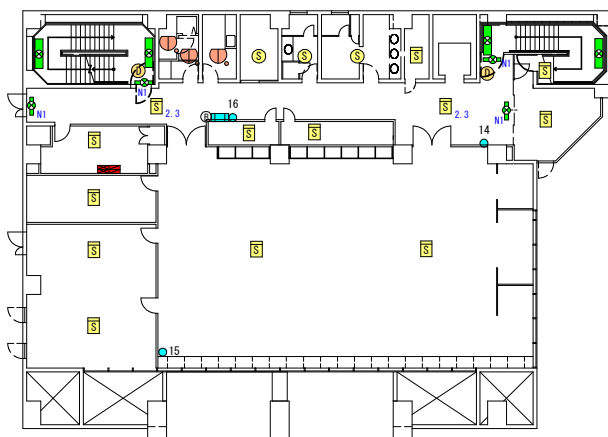
名称	形状寸法	数量	単位	点検内容	備考
排煙窓	手動開放装置	36	個	開閉確認	

消 火 器 一 覧 表

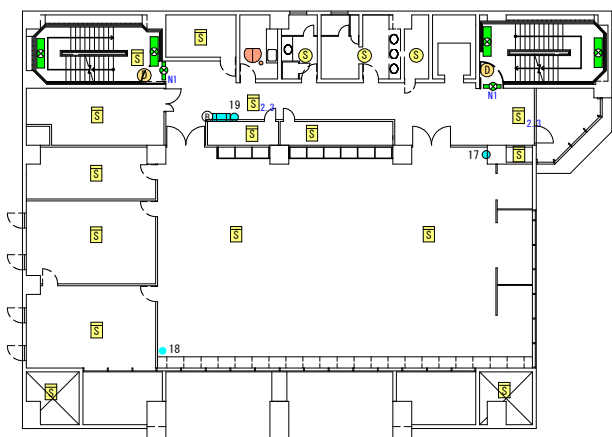
番号	設置場所	製造社	製造番号	製造年	品 番	型式番号
1	B 1 F 機械室	初田製作所	498808	2022	PEP-10N	消第29～1号
2	B 1 F 機械室	初田製作所	498867	2022	PEP-10N	消第29～1号
3	B 1 F 機械室	初田製作所	498978	2022	PEP-10N	消第29～1号
4	B 1 F 機械室	初田製作所	498799	2022	PEP-10N	消第29～1号
5	B 1 F 機械室	初田製作所	498815	2022	PEP-10N	消第29～1号
6	B 1 F 機械室	初田製作所	498975	2022	PEP-10N	消第29～1号
7	B 1 F 機械室	初田製作所	498855	2022	PEP-10N	消第29～1号
8	B 1 F 機械室	初田製作所	498960	2022	PEP-10N	消第29～1号
9	B 1 F 機械室	初田製作所	498812	2022	PEP-10N	消第29～1号
10	B 1 F 消火栓	初田製作所	498962	2022	PEP-10N	消第29～1号
11	B 1 F 機械室	初田製作所	003450	2022	PEP-50	消第23～105号
12	B 1 F 機械室	エフ宮田工業	005462s	2024	EF50	消第27～12号
13	B 1 F 機械室	初田製作所	004620	2023	PEP-4V	消第23～105～1号
14	1 F エレベータ前	初田製作所	498964	2022	PEP-10N	消第29～1号
15	1 F 事務室	初田製作所	498816	2022	PEP-10N	消第29～1号
16	1 F 消火栓	初田製作所	498863	2022	PEP-10N	消第29～1号
17	2 F 事務室	初田製作所	498954	2022	PEP-10N	消第29～1号
18	2 F 事務室	初田製作所	498813	2022	PEP-10N	消第29～1号
19	2 F 消火栓	エフ宮田工業	0541500K	2024	MEA10B	消第29～7号
20	3 F 通路東	エフ宮田工業	0552402K	2024	MEA10B	消第29～7号
21	3 F 消火栓	エフ宮田工業	0552415K	2024	MEA10B	消第29～7号
22	3 F 蓄電池室	エフ宮田工業	0552392K	2024	MEA10B	消第29～7号
23	3 F 総合制御室	エフ宮田工業	0541501K	2024	MEA10B	消第29～7号
24	3 F 総合制御室	エフ宮田工業	0552414K	2024	MEA10B	消第29～7号
25	3 F 総合制御室	初田製作所	498871	2022	PEP-10N	消第29～1号
26	4 F 通路東	初田製作所	498807	2022	PEP-10N	消第29～1号
27	4 F 消火栓	エフ宮田工業	0551178K	2024	MEA10B	消第29～7号
28	4 F 事務室	エフ宮田工業	0530507K	2024	MEA10B	消第29～7号
29	5 F 通路東	初田製作所	498862	2022	PEP-10N	消第29～1号
30	5 F 通路西	エフ宮田工業	0552416K	2024	MEA10B	消第29～7号
31	5 F 消火栓	エフ宮田工業	0552405K	2024	MEA10B	消第29～7号
32	R F エレベータ機械室	エフ宮田工業	0552396K	2024	MEA10B	消第29～7号



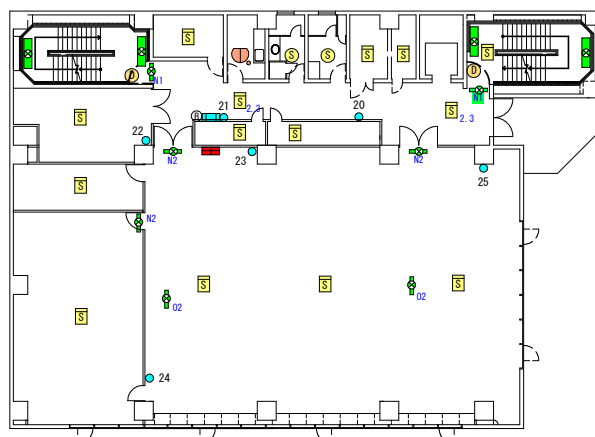
B 1 F



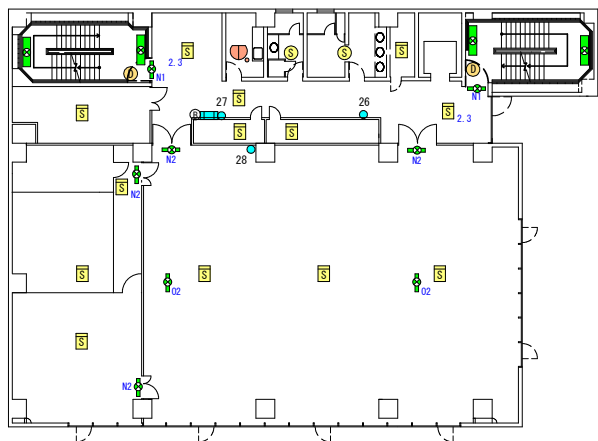
1 F



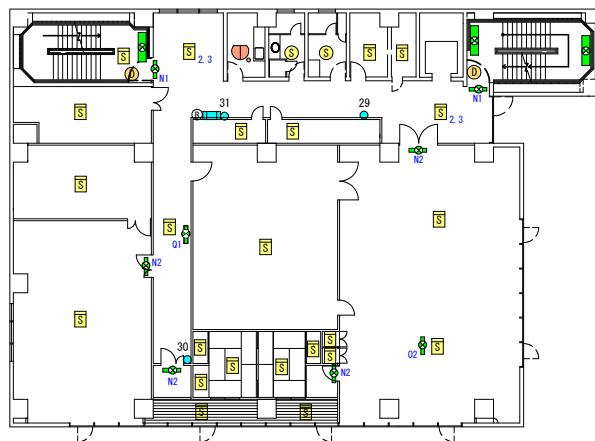
2 F



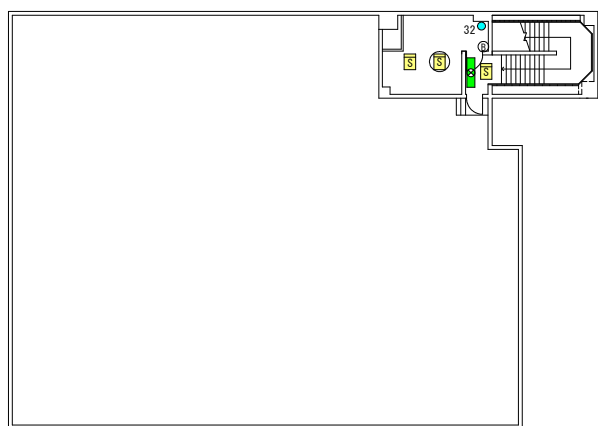
3 F



4 F



5 F



R F

- 差動式スポット型感知器 2種
- 定温式スポット型感知器 1種 防爆型
- 定温式スポット型感知器 1種 150℃
- 定温式スポット型感知器 特種 防水型
- 光電式スポット型感知器 2種 露出型
- 光電式スポット型感知器 2種・3種 2信号
- 光電式スポット型感知器 2種 床付用点検ボックス付
- 光電式スポット型感知器 3種 (消防署届出個数には含まない)
- 粉末消火器 蓄圧式10形(3.0kg又は3.5kg)29台、蓄圧式4形(2.0kg)1台 (No. 11, 12)
- 粉末消火器 蓄圧式50型(20kg)2台 (No. 11, 12)
- 機器収容箱 消火栓組込型
- 防火戸
- 避難口誘導灯(N1:中形, N2:小形)
- 屋内通路誘導灯(小形)
- 廊下通路誘導灯(中形)
- 階段通路誘導灯
- 複合盤
- 副表示機